

○大田区南六郷創業支援施設条例施行規則

令和2年3月11日

規則第19号

改正 令和3年6月28日第164号

令和4年3月11日第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区南六郷創業支援施設条例（令和2年条例第18号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用される用語の例による。

(使用者の資格)

第3条 条例第4条第1項第3号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 支援施設の使用に適し、他の使用者の操業又は営業及び近隣住民の生活に支障を来すおそれがなく、かつ、支援施設全体の管理運営に支障がないと認められる業態であること。
- (2) 事業税及び住民税を滞納していないこと。

(公募の方法)

第4条 区長は、条例第6条の規定により支援施設の利用者を公募するときは、区報又は掲示等により所在地、仕様及び規模、募集室数、使用料、利用者の要件、利用申請手続その他必要な事項を公告しなければならない。この場合において、区長が特に必要と認めるときは、特定の室について利用できる業種又は業態に制限を設けることができる。

(利用の申請)

第5条 オフィス等又は貸切施設を利用しようとする者は、大田区南六郷創業支援施設利用申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 オフィスの申請は、1申請者につき2室（現にオフィスを使用しているものについては、2室からその利用に係る室数を減じた室数）までとする。
- 3 前項の規定により、現にオフィスを使用しているものが複数の室を利用することとなる場合における新たに利用承認を受ける室の利用期間は、現に承認を受けている室の利用期間から既に同室を利用した期間を減じた期間とする。
- 4 シェアードオフィスの申請は、1申請者につき1ブースに限るものとする。
- 5 コワーキングスペースの申請は、1申請者につき1席に限るものとする。ただし、中小企業者が申請者である場合は、3席までとする。
- 6 現にオフィス等を使用しているものが新たなオフィス等を利用することとなる場合における新たに利用承認を受けるオフィス等の利用期間は、現に承認を受けているオフィス等の利用期間から既にオフィス等を利用した期間を減じた期間とする。
- 7 区長は、第1項に規定するオフィス等又は貸切施設の利用申請に際し、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(利用予定者等の決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定に基づくオフィス等又は貸切施設の利用申請を受けたときは、事業計画等の審査（以下「審査」という。）を行うものとする。

- 2 前項の審査に係る基準については、別に定める。
- 3 区長は、オフィス等又は貸切施設の利用申請者が条例第4条第1項又は第2項に規定する要件を満たし、かつ、審査の結果に基づきその利用を適当であると認めるときは当該申請者を、オフィスについては利用予定者として、シェアードオフィス、コワーキングスペース及び貸切施設については利用者として決定する。

(利用予定者決定等の通知)

第7条 前条第3項の規定によりオフィスの使用予定者として決定した者には、オフィス使用予定者決定通知書（別記第2号様式）により通知する。

2 条例第4条第1項若しくは第2項に規定する要件を満たさない者又は審査の結果オフィス等及び貸切施設の使用を認められなかった者には、大田区南六郷創業支援施設使用不承認通知書（別記第3号様式）により通知する。

（使用許可書の交付）

第8条 第6条第3項又は条例第10条第2項の規定によりオフィス等の使用者として決定した者には、大田区南六郷創業支援施設使用承認通知書（別記第4号様式）により通知する。

（補欠者の通知）

第9条 条例第9条第1項の規定により補欠者として決定した者には、大田区南六郷創業支援施設補欠登録通知書（別記第5号様式）により通知する。

2 区長は、条例第9条第3項の規定により新たに使用予定者又は使用者を決定したときは、それぞれオフィス使用予定者決定通知書又は大田区南六郷創業支援施設使用承認通知書により通知する。

（個人使用）

第10条 条例第2条第4号及び第6号に規定する施設のうち、別表に規定する個人使用をしようとする者は、区長又は指定管理者の許可を得なければならない。

2 前項に係る手続その他の事項は、別に定める。

（オフィスの移転）

第11条 現にオフィスを使用している者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該オフィスから別のオフィスへ移転することができる。

（1）当該オフィスが自然災害等、使用者の責めに帰すべき事由に基づくものでない場合により、使用できなくなったとき。

（2）区長が施設の管理上必要があると認めるとき。

（3）事業計画において移転をする合理的な理由があるとき。

2 使用者は、前項第3号の規定により別のオフィスへ移転しようとするときは、オフィス移転申請書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画等を審査の上、移転の可否を決定し、オフィス移転許可（不許可）通知書（別記第7号様式）によりその結果を通知する。

4 前項の規定により移転を許可された者の移転後の使用期間は、現に使用許可を受けている期間から既にオフィスを使用した期間を減じた期間とする。

（使用期間の延長）

第12条 条例第11条ただし書の規定によりオフィス等の使用期間を延長しようとする者は、オフィス等使用期間延長申請書（別記第8号様式）により申請しなければならない。この場合において、区長は、事業計画書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、延長の可否を決定し、オフィス等使用期間延長許可（不許可）通知書（別記第9号様式）によりその結果を通知する。

（駐車場の使用）

第13条 駐車場を使用しようとする者は、区長又は指定管理者に申請しなければならない。

2 駐車場の使用に係る手続その他の事項は、別に定める。

（使用料）

第14条 条例第13条第1項の規定により規則で定める施設の使用料は、別表に定めるところにより算定した額とする。この場合において、オフィスの使用料を算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（日割計算の方法）

第15条 条例第14条第2項に規定する日割額は、1月を30日として計算する。この場合において、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 条例第14条第4項ただし書の規定により後納できる使用料は、次に定めるところによる。

(1) 使用承認の際又は使用許可の日に納付するいとまがないと区長が認める場合

(2) 使用料をその実績に応じて納付する場合

(使用料の減免)

第16条 区長は、条例第15条の規定に基づき、次に掲げるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 使用者の責めに帰すべき事由によらないで、施設等を使用することができないとき。

(2) その他区長が特に必要と認めるとき。

2 前項に掲げる場合のほか、貸切施設において、区が共催者となっているときは、使用料を免除することができる。

(使用料の徴収猶予)

第17条 条例第15条の規定に基づき使用料の徴収を猶予することができる場合は、区長が特に必要と認めた場合とし、その期間は、6か月を超えない範囲内とする。

2 前項の場合において、徴収を猶予された期間の使用料については、当該期間の終了後直ちに納付しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、当該使用料を分割して納付させることができる。

(使用料の減免及び徴収猶予の手続)

第18条 前2条の規定に基づく使用料の減免又は徴収猶予の申請は、大田区南六郷創業支援施設使用料減免申請書(別記第10号様式)又は大田区南六郷創業支援施設使用料徴収猶予申請書(別記第11号様式)により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区南六郷創業支援施設使用料減免承認(不承認)決定通知書(別記第12号様式)又は大田区南六郷創業支援施設使用料徴収猶予承認(不承認)決定通知書(別記第13号様式)により通知する。

(使用権の承継手続)

第19条 条例第21条の規定によりオフィス等の使用権を承継しようとする者は、オフィス等使用権承継許可申請書(別記第14号様式)により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、使用権の承継を受ける者について条例第4条に規定する要件を審査し、使用権の承継の可否を決定し、オフィス等使用権承継許可(不許可)通知書(別記第15号様式)により申請者に通知するものとする。

(届出事項)

第20条 条例第22条の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 代表者を変更したとき。

(2) 代表者の住所を変更したとき。

(3) その他区長が定める事由

2 使用者は、オフィス等の使用者に条例第22条及び前項に規定する事由が生じたときは、当該事由が生じた日から14日以内に、変更届(別記第16号様式)により区長に届け出なければならない。

(許可事項)

第21条 使用者は、条例第23条各号のいずれかに該当するときは、大田区南六郷創業支援施設使用変更等許可申請書(別記第17号様式)により区長に申請しなければならない。この場合において、区長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、大田区南六郷創業支援施設使用変更等許可(不許可)通知書(別記第18号様式)により申請者に通知するものとする。

(返還届)

第22条 使用者は、条例第24条第1項の規定によりオフィス等を返還しようとするときは、オフィス等返還届（別記第19号様式）により区長に届け出なければならない。

(明渡し等)

第23条 区長は、条例第25条第1項の規定により使用承認を取り消したときは、大田区南六郷創業支援施設使用承認取消通知書（別記第20号様式）により使用者に通知するものとする。

2 区長は、条例第25条第1項の規定によりオフィス等又はオープンスペースの明渡しを請求するときは、大田区南六郷創業支援施設明渡し請求書（別記第21号様式）により使用者に通知する。この場合において、使用者は、通知を受けた日から14日以内にオフィス等又はオープンスペースを明け渡さなければならない。

(保証金の精算)

第24条 条例第26条に規定する保証金の精算は、オフィス保証金精算書（別記第22号様式）により行う。

(検査員証)

第25条 条例第27条第3項に規定する支援施設の検査に当たる者の身分を示す証明書は、大田区南六郷創業支援施設検査員証（別記第23号様式）による。

(指定申請書の提出)

第26条 条例第29条第1項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体は、当該団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名その他区長が必要と認める事項を記載した指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、条例第29条第2項に規定する事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 支援施設の管理に関する収支予算書
- (2) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 当該団体の経営状況を明らかにする書類
- (5) 当該団体の組織及び事業内容を明らかにする書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前2項に掲げる書類は、区長が定める期間内に提出しなければならない。

(指定の通知)

第27条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、条例第29条第1項の規定により指定管理者に指定すること、又は指定しないことを決定したときは、それぞれ書面により当該申請をした団体に通知するものとする。

(協定の締結)

第28条 区長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と支援施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、条例第30条及び第31条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理に要する費用に関する事項
- (2) 管理の業務及び経営の状況の報告、調査及び指示に関する事項
- (3) 指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第29条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

- この規則は、大田区南六郷創業支援施設条例（令和2年条例第18号）の施行の日から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（令和3年6月28日規則第164号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年3月11日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第10条、第14条関係）

施設		単位	金額			
			1年目から 3年目まで	4年目	5年目	大学生以下
オフィス		使用する面積1 平方メートルに つき1か月	3,000円	4,000円	5,000円	
シェアードオフィス		1ブースにつき 1か月	10,000円	15,000円	15,000円	
コワーキングスペース		1席につき1か 月	8,000円	10,000円	10,000円	
オープンスペース	貸切使用	1か月	300,000円			
		1日	20,000円			
		1時間	3,000円			
	個人使用	1日	1,000円			500円
		1時間	500円			
セミナールーム		貸切使用	1日	6,500円		
			1時間	1,000円		
試作室		貸切使用	1日	6,500円		
			個人使用	1日	3,000円	
		1時間		1,000円		
駐車場		1台につき1時 間	1,000円			

備考

- この表において「大学生以下」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校若しくは大学に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同条に規定する小学校に就学するまでの者をいう。
- 駐車場の使用料は、最初の2時間までは徴収しない。

別記

第1号様式（第5条関係）

大田区南六郷創業支援施設使用申請書

年 月 日

（宛先）大田区長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
企業グループにあつては、代表企業等の所在地、グループ名及び代表者の氏名〕

担当者 住 所

氏 名

電話番号 （ ）

メールアドレス

大田区南六郷創業支援施設の使用について、下記のとおり申請します。

記

（1）オフィス等

施設名	オフィス ・ シェアードオフィス ・ コワーキングスペース
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

（2）貸切施設

施設名	オープンスペース ・ セミナールーム ・ 試作室
使用期間	

第2号様式（第7条関係）

オフィス使用予定者決定通知書

年 月 日

様

大田区長（氏 名） 団

年 月 日付けで申請のあったオフィスの使用について、下記のとおり使用予定者として決定したので通知します。

記

室番号

号室（ m²）

（注意事項）

保証金として 円を 年 月 日までに納付してください。
この手続を完了しないと使用承認を受けることができません。

第3号様式（第7条関係）

大田区南六郷創業支援施設使用不承認通知書

年 月 日

様

大田区長（氏 名） 団

年 月 日付けで申請のあった大田区南六郷創業支援施設の使用について、下記のとおり承認しないことと決定したので通知します。

記

施設名	
不承認理由	

（注意事項）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第8条関係）

大田区南六郷創業支援施設使用承認通知書

年 月 日

様

大田区長（氏 名） 団

年 月 日付けで申請のあった大田区南六郷創業支援施設の使用について、
下記のとおり使用を承認します。

記

(1) オフィス等

施設名等	オフィス	号室（ m ² ）
	シェアードオフィス	ブース
	コワーキングスペース	席分
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
使用料の額	月額 円	
許可条件	大田区南六郷創業支援施設条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を固く守ること。	

(2) 貸切施設

施設名	オープンスペース ・ セミナールーム ・ 試作室
使用期間	
使用料の額	円
許可条件	大田区南六郷創業支援施設条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を固く守ること。

第5号様式（第9条関係）

大田区南六郷創業支援施設補欠登録通知書

年 月 日

様

大田区長（氏名） 団

年 月 日付けで申請のあった大田区南六郷創業支援施設の使用について、下記のとおり補欠者として登録したので通知します。

記

施設名	オフィス ・ シェアードオフィス その他（ ）
補欠登録 順位	

（注意事項）

登録の有効期間は、使用予定者又は使用者が上記の施設の使用を開始するまでの間です。あなたが使用予定者又は使用者になるのは、上記施設の使用予定者又は使用者及び補欠登録の順位があなたより上位の者が辞退等により施設の使用をしないこととなったときです。

第6号様式（第11条関係）

オフィス移転申請書

年 月 日

（宛先）大田区長

室 番 号

会 社 名

代 表 者 名

オフィスの移転について、下記のとおり申請します。

記

現 オ フ ィ ス	号室（ m ² ）
移 転 先 オ フ ィ ス	号室（ m ² ）
移 転 理 由	

第7号様式（第11条関係）

オフィス移転許可（不許可）通知書

年 月 日

様

大田区長（氏名） 団

年 月 日付けで申請のあったオフィスの移転について、下記のとおり許可（する・しない）ことと決定したので通知します。

記

移転先オフィス	号室（ m ² ）
使用料の額	月額 円
使用開始日	年 月 日
使用終了日	年 月 日
決定理由	

（注意事項）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第12条関係）

オフィス等使用期間延長申請書

年 月 日

（宛先）大田区長

会社名
（企業グループ名）

代表者名

オフィス等の使用期間延長について、下記のとおり申請します。

記

施設名等	オフィス	号室（ m ² ）
	シェアードオフィス	ブース
	コワーキングスペース	席分
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長理由		

第9号様式（第12条関係）

オフィス等使用期間延長許可（不許可）通知書

年 月 日

様

大田区長（氏名） 圃

年 月 日付けで申請のあったオフィス等の使用期間延長について、下記のとおりに許可（する・しない）ことと決定したので通知します。

記

施設名等	オフィス	号室（ m ² ）
	シェアードオフィス	ブース
	コワーキングスペース	席分
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで	
決定理由		

（注意事項）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 10 号様式 (第 18 条関係)

大田区南六郷創業支援施設使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 大田区長

会 社 名

代表者名 ㊟

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地、企業グループの場合はグループ名及び代表企業等の所在地も記入〕

下記のとおり大田区南六郷創業支援施設の使用料の減免を申請します。

記

施設名等	
付帯設備 特殊器具	
減免期間	
減免理由	

第 11 号様式 (第 18 条関係)

大田区南六郷創業支援施設使用料徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先) 大田区長

会 社 名

代表者名 ④

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地、企業グループの場合はグループ名及び代表企業等の所在地も記入〕

下記のとおり大田区南六郷創業支援施設の使用料の徴収猶予を申請します。

記

施 設 名 等	
付 帯 設 備 特 殊 器 具	
徴 収 猶 予 期 間	
完 納 方 法	
徴 収 猶 予 理 由	

第12号様式（第18条関係）

大田区南六郷創業支援施設使用料減免承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

大田区長（氏名） 団

年 月 日付けで申請のあった大田区南六郷創業支援施設使用料の減免について、下記のとおり承認（する・しない）ことと決定したので通知します。

記

施設名等	
付帯設備 特殊器具	
減免期間	
減免内容	
決定理由	

（注意事項）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式（第18条関係）

大田区南六郷創業支援施設使用料徴収猶予承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

大田区長（氏名） 団

年 月 日付けで申請のあった大田区南六郷創業支援施設使用料の徴収猶予について、下記のとおり承認（する・しない）ことと決定したので通知します。

記

施設名等	
付帯設備 特殊器具	
徴収猶予期間	
完納方法	
決定理由	

（注意事項）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式（第19条関係）

オフィス等使用権承継許可申請書

年 月 日

（宛先）大田区長

現使用者
会社名
代表者名 ㊤
（他に主たる事務所がある場合は、その所在地も記入）
承継者
会社名
所在地
代表者名 ㊤
電話番号

オフィス等の使用権の承継について、下記のとおり申請します。

記

施設名等	オフィス	号室（ m ² ）
	シェアードオフィス	ブース
	コワーキングスペース	席分
現使用者と承継者との関係		
承継理由		

第 15 号様式 (第 19 条関係)

オフィス等使用権承継許可 (不許可) 通知書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 団

年 月 日付けで申請のあったオフィス等の使用権承継について、下記のとおり許可 (する・しない) ことと決定したので通知します。

記

施設名等	オフィス	号室 (m ²)
	シェアードオフィス	ブース
	コワーキングスペース	席分
現使用者	会社名	
	代表者名	
承継者	会社名	
	代表者名	
現使用者と承継者との関係		
許可条件	1 大田区南六郷創業支援施設条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び命令を固く守ること。 2 現使用者に属する大田区南六郷創業支援施設に関する全ての債務を同時に承継すること。	
不許可理由		

(注意事項)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として (訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式（第20条関係）

変更届

年 月 日

(宛先)大田区長

会社名

代表者名

〔他に主たる事業所がある場合はその所在地、企業グループの場合
はグループ名及び代表企業等の所在地も記入〕

変更事由について、下記のとおり届け出ます。

記

施設名等	オフィス	号室（ m ² ）
	シェアードオフィス	ブース
	コワーキングスペース	席分
変更事由		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

大田区南六郷創業支援施設使用変更等許可申請書

年 月 日

（宛先）大田区長

会 社 名

代表者名

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地、企業グループの場合はグループ名及び代表企業等の所在地も記入〕

大田区南六郷支援施設の使用変更等について、下記のとおり申請します。

記

施 設 名 等	オフィス	号室（ m ² ）
	シェアードオフィス	ブース
	コワーキングスペース	席分
	その他	
変 更 等 の 内 容		
目 的 又 は 理 由		

第 18 号様式 (第 21 条関係)

大田区南六郷創業支援施設使用変更等許可 (不許可) 通知書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 団

年 月 日付けで申請のあった大田区南六郷創業支援施設の使用変更等
について、下記のとおり許可 (する・しない) ことと決定したので通知します。

記

施 設 名 等	オフィス	号室 (m ²)
	シェアードオフィス	ブース
	コワーキングスペース	席分
	その他	
許 可 内 容		
許 可 条 件		
不 許 可 理 由		

(注意事項)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として (訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 19 号様式 (第 22 条関係)

オフィス等返還届

年 月 日

(宛先) 大田区長

会 社 名

代表者名 ㊟

〔他に主たる事務所がある場合はその所在地、企業グループの場合はグループ名及び代表企業等の所在地も記入〕

下記のとおりオフィス等を返還します。なお、未納の使用料及び当社の責めに帰する事由による賠償金等があるときは、責任をもって精算します。

記

施 設 名 等	オフィス	号室 (m ²)
	シェアードオフィス	ブース
	コワーキングスペース	席分
返 還 年 月 日	年 月 日	

第20号様式（第23条関係）

大田区南六郷創業支援施設使用承認取消通知書

年 月 日

様

大田区長（氏名） 団

年 月 日付けで承認した大田区南六郷創業支援施設の使用について、
下記のとおりその承認を取り消したので通知します。

記

施設名等	
取消理由	

（注意事項）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 21 号様式 (第 23 条関係)

大田区南六郷創業支援施設明渡し請求書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 団

年 月 日から使用している大田区南六郷創業支援施設について、下記の理由により明渡しを請求します。

記

施設名等	オフィス	号室 (m ²)
	シェアードオフィス	ブース
	コワーキングスペース	席分
	オープンスペース	
明渡し理由		
明渡し期限		

第 22 号様式 (第 24 条関係)

オフィス保証金精算書

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 団

大田区南六郷創業支援施設条例第10条第1項の規定により納付された保証金について、同条例第26条の規定により下記のとおり精算します。

記

精算内訳

保証金の額	円
支出に充当する額 (内訳)	
差引額	

差引額について、1 返還します。

2 添付の納付書によりお支払いください。

第 23 号様式 (第 25 条関係)

(表)

第 号
大田区南六郷創業支援施設検査員証
職 氏名 _____
上記の者は、大田区南六郷創業支援施設条例第27条の規定に基づく検査員であることを証明する。
年 月 日
大田区長 (氏 名) 印

(裏)

大田区南六郷創業支援施設条例 (抜粋)
(検査)
第27条 区長は、支援施設の管理上必要があると認めるときは、区職員のうちから区長が指定した者に支援施設の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。
2 前項の検査において、現に使用している支援施設に立ち入るときは、あらかじめ使用者にその旨を通知しなければならない。ただし、区長が緊急やむを得ないと認めるときは、この限りでない。
3 第1項の検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、使用者の請求があったときは、それを提示しなければならない。

別記第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第8条関係）

第5号様式（第9条関係）

第6号様式（第11条関係）

第7号様式（第11条関係）

第8号様式（第12条関係）

第9号様式（第12条関係）

第10号様式（第18条関係）

第11号様式（第18条関係）

第12号様式（第18条関係）

第13号様式（第18条関係）

第14号様式（第19条関係）

第15号様式（第19条関係）

第16号様式（第20条関係）

第17号様式（第21条関係）

第18号様式（第21条関係）

第19号様式（第22条関係）

第20号様式（第23条関係）

第21号様式（第23条関係）

第22号様式（第24条関係）

第23号様式（第25条関係）